

ニセコ町景観条例の一部を改正する条例

ニセコ町景観条例（平成16年ニセコ町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

(10) 特定用途制限地域 都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条及び第21条の規定に基づき町長が告示した特定用途制限地域をいう。

(11) 景観地区 都市計画法第20条及び第21条の規定に基づき町長が告示した景観地区をいう。

第8条に次の1項を加える。

4 特定用途制限地域及び景観地区においては、この条例における規定のほか、別に定める条例及び都市計画法に基づく都市計画において建築物及び工作物の用途及び形態意匠等について制限するものとする。

第28条第1項中「当該開発事業を開始する30日前までに、規則に定めるところにより」を「あらかじめ、規則に定めるところにより」に、「10平方メートル以下のものを除く」を「10平方メートル以下のものを除き、第3号に掲げる行為については、特定用途制限地域内は適用しない。」に改める。

第28条第3号中「以下の工場及び事業場」を「指定事業場」に改め、同項第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 前号中景観地区にあっては、「5,000平方メートル」を「3,000平方メートル」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成21年7月1日から施行する。

改正の理由

準都市計画の施行（平成21年3月6日）、特定用途制限地域と景観地区の指定（予定）にあわせ、これと景観条例上の手続きや適用基準との整合を図るため、条例の一部改正を行う。

ニセコ町まちづくり基本条例第54条の規定による住民参加の状況

平成21年4月10日から4月24日までニセコ町ホームページ及び役場庁舎掲示板にて改正案を縦覧し意見聴取した。

意見提出は特になし。

ニセコ町景観条例施行規則の一部を改正する規則

ニセコ町景観条例施行規則（平成16年ニセコ町規則第15号）の一部を次のように改正する。

第20条に次の1項を加える。

3 条例第28条の規定による協議は、次の各号に掲げる期日前に行われなければならない。

- (1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく建築確認申請が必要な開発事業については、その申請前
 - (2) 都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく開発行為許可申請が必要な開発事業については、その申請前
 - (3) 前2号のいずれにも該当しない開発事業は、事業を開始する30日前
- 第24条第3号に次のただしを加える。

ただし、景観地区における建築物は傾斜屋根とするよう努め、特に落雪等に配慮された形状であること。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成21年7月1日から施行する。